

まわる市民協働

「子どもの権利」を実践する居場所づくり事業

公募要項

まわる市民協働では、本巢市を中心として「子どもの権利」を実践する居場所づくりを行う団体を公募し、その事業の推進をサポートします。以下の公募要項に同意の上、応募をよろしくお願いいたします。

■公募のいたる経緯

まわる市民協働は、本巢市市民協働指針に基づき、市民と行政が連携して「みんなでつくる本巢市らしい市民協働のまちづくり」を推進していくために、市民活動やボランティア、社会起業などを支援する活動をしている。その中で、2022年6月に本巢市市民協働まちづくり推進委員会が書面開催され、本巢市を中心として「子どもの権利」を実践する居場所づくりを推進する方針が承認された。その承認に基づいて公募する。

■公募の目的

まわる市民協働は、市民参加によるまちづくりの推進を一つの目標にしている。昨年度、まわる市民協働の事業で発行した「息の詰まる子どもと立ちすくむ大人のマガジン」内で明らかにしたように、当地域での子どもの権利は十分に保障されていない。子どもの声を聞き、子どもと共に居場所を作るさまざまな実践が、官民間わず立ち上がってくることが望まれている。本事業は、子どもの居場所づくり活動を実施することを通じて、その長期的な担い手を育成することが目的である。

■応募資格

- ・ 3名以上の市民団体であること
- ・ 理事等、構成員の主要メンバー全員が、まわる市民協働のメンバーであること
- ・ 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること
- ・ 後述の事業の仕様に同意すること

■応募方法

2022年7月31日までに以下の書類を、mawaru.design@gmail.comまでメールにて送付してください。

- ・ [事業計画書（指定様式あり）](#)

- ・団体の運営規約等の写し（自由形式）
- ・団体や団体メンバーの活動がわかる資料（自由形式）

■事業の仕様

応募と審査によって、実施団体が決定した場合、以下の要件を満たす必要があります。

- ・2023年2月29日までに居場所づくり活動を実施すること
- ・2023年2月29日までに実施成果や活動内容を、SNSなどで公表すること
- ・継続性に留意し、2021年度以降も独立して運営できる事業モデルを構築すること
- ・2023年2月29日までに事業実施報告書（様式あり）を提出すること
- ・本事業に係った経費について証拠書類（領収書等）を3年間保管すること（提出を求める可能性があります）

■件数 上限2件

■事業費 1件あたり上限27万円

対象経費については別紙「対象経費」を参照すること。

なお、2022年6月以降の支出を、遡って経費の対象とすることが可能である。

■審査・選定の基準

ご応募いただいた事業計画書を審査し、事業の実施団体を指定します。審査結果は公募締め切りから2週間までに書面またはメールにて通知します。審査の基準は以下の通りです。

- ・本巣市市民協働指針に準拠していること
- ・本巣市の地域課題の解決に寄与すること
- ・事業計画が具体的で実現性があること
- ・事業の公益性
- ・事業の独創性
- ・事業の継続性

■本件に関する問い合わせ先

まわる市民協働

岐阜県本巣市上保1261-4 ぬくもりの里内

0581-38-3055

mawaru.design@gmail.com

<http://mawaru.jp/>